

# 電子処方箋の活用・普及促進補助金

～ 県補助金の申請期限が近づいてきています ～

## 申請期限

### 令和7年1月31日(金) まで

※ 埼玉県に補助金を申請する前に、社会保険診療報酬支払基金の補助金(以下「基金補助金」)の交付決定を受けている必要があります。基金補助金の申請から交付決定を受けるまでは、2か月程度かかると聞いています。

県補助金の活用を検討される場合は、お早めにシステム事業者に導入をご相談ください。

※ 来年度(令和7年度)の事業実施については現時点で未定です。

## 交付要件

**①～③を満たす 病院・診療所 が補助対象となります**

- ① 電子処方箋の導入(\*1)が完了していること
- ② 基金補助金の交付決定を受けていること
- ③ 電子処方箋の周知広報(\*2)を実施すること

基金補助金も  
同様の取扱いです

\*1 令和5年度(2023年度)以前に電子処方箋を導入した病院・診療所でも補助対象となります。

\*2 電子処方箋の対象施設であることを医療情報ネット、施設のホームページ上で広報等

県補助金と基金補助金を合わせて  
受けた場合の導入費用に対する補助率

病院 最大 1/2

診療所 最大 3/4

※補助金額や申請方法等詳細は、  
埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/densisyohousen/01.html>



埼玉県 電子処方箋活用・普及促進事業

検索

電子処方箋の対応施設(\*)は  
少しずつ増えています!!



| 区分  | R6.3 | R6.8  |
|-----|------|-------|
| 病院  | 3    | 5     |
| 診療所 | 92   | 166   |
| 薬局  | 846  | 1,224 |

\*対応施設は埼玉県HP(左記)から確認できます。

## お問い合わせ先

(申請書の記載方法等お気軽にお問い合わせください。)

埼玉県保健医療部医療整備課

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

☎. 048-830-3535